

富士宮市及び富士宮商工会議所との

「知的財産の活用による地域の活性化と産業の振興のための協力に関する協定」

及び「(同協定の実現に関する詳細を定める)覚書」の締結について

協 定

- 協力事項 (1) 知的財産の普及啓発に関する事項
- (2) 知的財産の知識を有する人材の育成に関する事項
- (3) 知的財産の相談に関する事項
- (4) その他、地域産業の振興のための知的財産の保護と活用に関する事項
- 有効期間 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで
- 締結者 日本弁理士会会長 筒井 大和
- 富士宮市市長 小室 直義
- 富士宮商工会議所会頭 長谷川 浩之

覚 書

- 事 業 (1) 小学校、中学校及び高等学校における知的財産に係る教育事業
- (2) 富士宮市知的財産権取得事業補助金の交付に関する審査事業
- (3) 知的財産に係る講演会事業
- 有効期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- 締結者 日本弁理士会東海支部支部長 向山 正一
- 富士宮市環境経済部長 遠藤 二郎
- 富士宮商工会議所専務理事 望月 利浩